

阿蘇市公共下水道事業公共汚水ます設置及び維持管理要綱

阿蘇市告示第129号
平成28年12月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第4条の規定による事業計画区域内及び予定事業計画区域内における公共汚水ますの設置及び取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共汚水ます 阿蘇市下水道条例(平成17年阿蘇市条例第205号)第2条第1項の規定により設置された下水道汚水管渠と排水設備を接続する取付管及びますをいう。
- (2) 宅地等 建物登記簿に登記されている建物が存する一筆又は複数筆からなる一団の土地(建物登記簿に建物が登記されていない場合は、土地登記簿に登記された一筆又は複数筆からなる一団の土地)をいう。
- (3) 排水設備 法第10条第1項に規定する宅地内の排水施設をいう。
- (4) 土地所有者等 土地又は建築物の所有者

(設置者)

第3条 公共汚水ますは、原則として公共下水道事業汚水管整備(以下「整備」という。)等により、新規に公共下水道に接続が必要となった場合、阿蘇市下水道管理者(以下「管理者」という。)が設置する。

2 既に公共汚水ますが設置されている土地において、公共汚水ますの追加、又は土地所有者等の都合により移設する場合は、土地所有者等が設置する。

(設置の申請)

第4条 宅地等の造成により公共下水道に接続する場合又は前条第2項による場合は、土地所有者等は公共汚水ます設置申請書(様式第1号)を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図(様式第2号)
- (2) 宅地・建物平面図(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図面及び書類

3 管理者は、前1項に規定する申請を受理したときは、その可否を決定し、公共汚水ます設置決定通知書(様式第4号)又は公共汚水ます設置不採択決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(設置場所)

第5条 公共汚水ますの設置場所は、下水管渠を布設した公道、私道又は水路に面した官民境界から1メートル以内の私有地に、土地所有者等と協議の上、設置するものとする。ただし、特別の事情のある場合は、この限りでない。

(設置数)

第6条 公共汚水ますの設置数は、宅地等に1箇所とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 宅地等に所有者が異なる複数の建物がある場合
- (2) 宅地等に使用者が異なる複数の建物がある場合
- (3) 公共施設等
- (4) 管理者が特に認めた場合

2 前項第1号及び第2号の場合においては、公共汚水ますの設置数は、2箇所を上限とする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の規定による公共汚水ますの設置については、管理者が工事費を負担する。

2 第3条第2項による公共汚水ますの設置については、土地所有者等が工事費を負担する。

(所有権及び補償)

第8条 第3条の規定により設置した公共汚水ますの所有権は、管理者に帰属するものとする。

2 管理者が行う公共汚水ますの設置及び維持管理に係る土地の使用料及び補償費については、無償とする。

(維持管理)

第9条 公共汚水ますの維持管理は、管理者が引き渡しを受けた後は、管理者が行うものとする。ただし、土地所有者等が故意又は過失により毀損したものについては、この限りでない。

2 管理者が実施する公共汚水ますの維持管理において、土地所有者は当該私有地への立入りを認めなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に管理者が別に定めた規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。